

「SAICM国内実施計画の進捗結果について（案）」に対する 意見募集の結果について

1. 意見募集の実施方法

(1) 意見募集の周知方法

電子政府の総合窓口、報道発表、環境省ホームページ

(2) 意見募集期間

令和2年1月23日（木）～2月12日（水）

(3) 意見提出方法

電子メール、郵送又はファクシミリ

(4) 意見提出先

環境省大臣官房環境保健部環境安全課

2. 意見募集の結果

(1) 意見提出者・団体数

1個人、1団体

(2) 意見総数

16件（募集対象範囲外の意見を除く）

(3) 意見内容の内訳（数字は件数）

- ・点検報告書全体に係る御意見… 2
- ・化学物質に係る法令・制度等に係る御意見… 9
- ・総括と今後の課題に係る御意見… 5

「SAICM国内実施計画の進捗結果について(案)」に対して寄せられた御意見及びその対応

意見番号	該当箇所	御意見の概要	対応
1	全体	<p>第五次環境基本計画の該当箇所との関係を記載してはいかがでしょうか。</p> <p>(理由) 環境行政のベースとなる基本計画と、官民学等それぞれのステークホルダーの取組とが連動していることを示すことにより、日本が政府の計画に基づき国際目標実現に向かって精力的に取り組んできたことを他国に理解いただく良い機会となるため。</p>	<p>SAICM国内実施計画に記載されているとおり、同計画は、第四次環境基本計画等を踏まえて作成したものであるため、第四次環境基本計画の化学物質に関する箇所に対応した内容となっており、同計画の点検結果もこれに準じたものとなっております。第五次環境基本計画は、第四次環境基本計画などこれまでの環境基本計画の流れを受けたものになっていきますので、当然ながら、SAICM国内実施計画の点検内容は、第五次環境基本計画の化学物質に関する箇所にも関係した内容となっております。</p>
2	目次、【はじめに】、【取組状況の総括と今後の課題】	<p>2015年の中間の進捗報告書と同様に、関連資料として地方公共団体編、業界団体・労働団体編、市民・消費者団体、NGO/NPO編も添付していただくことを期待いたします。</p> <p>また、【はじめに】と【総括と課題】において施策とこれらの取組を総合的に俯瞰した日本国としての進捗と結果にも言及していただくことを期待いたします。</p> <p>(理由) ・【はじめに】の部分で“施策について関係府省庁の自主的な点検結果を踏まえて作成されたもの”と断りを入れていただいているが、実際にはSAICM国内実施計画の運用と目標の実現には自治体や業界団体、市民等の取組が不可欠であるため、今回パブコメにかかっている省庁の取組以外の取組もいっしょに総合的に取りまとめることが期待される。 ・また、施策とそれらの取組をそれぞれ列挙するのではなく、総合的に俯瞰してレビューすることにより、SAICM国際目標に貢献した日本国の成果がより明確になり他国にもわかりやすく理解していただけるようになるため。 ・beyond 2020の枠組みの案や議論、またUN GCO-IIIにおいては目標実現にはマルチステークホルダーの寄与が必要であることが明記されているため。</p> <p><追記例> 【はじめに】の3パラグラフ 関係府省庁の自主的な点検結果及び地方公共団体、業界団体・労働団体、市民・消費者団体、NGO/NPOの点検結果を総合的に俯瞰した結果、SAICM国内実施計画の策定以降のSAICMに関する取組状況については、おおむね進捗をしていることを確認した～(以下続く) http://www.env.go.jp/chemi/communication/seisakutaiwa/siryou/16.html</p>	<p>今回の点検結果をSAICM事務局に提出する際には、関連資料として地方公共団体編、業界団体・労働団体編、市民・消費者団体、NGO/NPO編も提出予定です。</p> <p>「また、【はじめに】と【総括と課題】において施策とこれらの取組を総合的に俯瞰した日本国としての進捗と結果にも言及していただくことを期待」という点については、【はじめに】において、SAICMに関する取組状況全体について、概ね進捗していることを確認したと記載しており、また、【取組状況の総括と今後の課題】において、主な取組内容及び今後の課題として対応を検討すべきことを記載しており、全体のレビューを行っているため、原案のままいたします。</p>
3	Ⅲ各重点検討項目における取組の進捗状況 重点検討項目①、a)	<p>化審法のリスク評価範囲(人健康影響)を補足し対象範囲を明確にしてはいかがでしょうか。</p> <p>(理由) 化審法のリスク評価範囲(人健康影響)はあくまでも環境経由の一般消費者曝露であり、後述の労安法による労働現場の作業者の直接曝露を含まないため。</p>	<p>御意見を踏まえまして、化審法が環境経由の人健康及び生態影響を対象としている点により明確になるように、補足的な説明を追記いたします。</p>
4	Ⅲ各重点検討項目における取組の進捗状況 重点検討項目①、a)、【農業に係るリスク評価の推進】、○モニタリングの実施	<p>農業モニタリングについて「平成28年度は全国11か所(のべ79農業)、平成29年度は全国4か所(のべ13農業)、平成30年度は全国11か所(のべ19農業)でモニタリングを実施した。」とされているが、モニタリング箇所が少ないのではないかと「環境中予測濃度と基準値が近接している農業が増えて」いることもあり、基準値を超えている場所がモニタリングでカバーされていない可能性が考えられる。30-50箇所に拡大すべきでは？</p>	<p>農業モニタリングは、モニタリング対象農業の使用量や使用時期を踏まえて実施しております。特に対象農業の普及率が高い地域において、対象農業が多く使用される時期に、モニタリングを実施を行うなど、諸般の状況を踏まえた対応としております。</p>
5	Ⅲ各重点検討項目における取組の進捗状況 重点検討項目①、a)、【化学物質の人へのばく露量モニタリング調査】	<p>化学物質の人へのばく露量モニタリング調査について、人体試料については血液、尿、食事が挙げられているが、毛髪が入っていないのであれば加えるべきではないか？</p>	<p>毛髪については、空気中の粉じん等の付着等による影響もあり、人体が取り込んだ化学物質の指標として用いられるのは、現在のところ、水銀などのごく一部の物質に限られることから、「化学物質の人へのばく露量モニタリング調査」において、毛髪は採取・分析の対象とはしておりません。</p>
6	Ⅲ各重点検討項目における取組の進捗状況 重点検討項目②、a)、図-6	<p>農業出荷量のグラフにて、農業生産量の減少傾向と同様の減少傾向を殺虫剤等が示している中で、除草剤は平成10年ごろから横ばい、平成23年以降は増加傾向に転じている。増加内容の分析はなされているのか？特定の農業が激増しているのであれば、その安全性や基準設定は見直しが必要ではないか？</p>	<p>御指摘のとおり、除草剤の出荷量は増加傾向で推移しているが、これは、除草作業の省力化のためと考えられます。いずれにしても、農業の安全性については、科学的に評価し、安全と認められる農業のみが使用を認められており、使用基準に従って使用すれば問題はないものと考えております。</p>

7	Ⅲ各重点検討項目における取組の進捗状況 重点検討項目②、a)、【農薬取締法における規制等の実施】、○農薬の使用基準の設定と適正使用指導の推進	「平成30年には、農薬の安全性の一層の向上を図るため、農薬取締法が改正され、農薬の安全性の再評価を行う制度を新たに導入するとともに、農薬の安全性に関する審査を充実する等の措置を講じた。」とあるが、具体的に挙げていただきたい。毎年数多くの農薬が承認されていることを考えると、この程度の措置で農薬の安全性の向上が図られているという実感はない。 また、日本で承認されている農薬の種類数の多さを考えると、総種類規制あるいは、原則農薬禁止へ方針転換すべきではないか？本当に国民の健康を第一にお考えなら。	農薬については、科学的に評価し、安全と認められる農薬のみが使用を認められているところです。2018年の農薬取締法改正を受けて、2020年度から農薬使用者への影響など、評価方法の充実を図るとともに、2021年度から最新の科学的知見に基づき全ての農薬について順次再評価を行うこととしており、こうした取組を着実に進めることにより、農薬の安全性の一層の向上を図ることとしています。
8	Ⅲ各重点検討項目における取組の進捗状況 重点検討項目②、b)、図-13	水質汚濁に関する健康項目の環境基準超過状況の推移で改善が見られていないが、今までどのような改善策を講じてきたのか？また、今後の改善のためにどのような策を講じていくのか？	水質汚濁に関する健康項目の環境基準については、継続的な常時監視及び事業者等に対する排出規制を中心とした改善策により、環境基準値の達成率は約99%まで向上しているところ。今後も引き続き達成率の向上に努めてまいります。
9	Ⅲ各重点検討項目における取組の進捗状況 重点検討項目③、【化学物質複合影響評価等調査費】	化学物質複合影響評価について、農薬をはじめ、暴露されている化学物質の数は膨大なものにも関わらずその複合影響がチェックされていない現状からすると、その検討に入るのはい歩前進だが、まだまだ不十分。早急に複合影響を明らかにすべき。それに時間がかかるのであれば、複合影響が明らかになるまで、農薬をはじめとする化学物質の種類、総量の上限規制を課すべき。	我が国として複合影響に関する知見の蓄積に努めるとともに、複合影響評価に関する枠組みの構築等に向けて、引き続き検討を進めてまいります。
10	Ⅲ各重点検討項目における取組の進捗状況 重点検討項目③、【殺虫剤等に関する使用実態等調査】	殺虫剤等に関する使用実態等調査については、殺虫剤だけではなく、家庭用等の除草剤についても対象に含めるべき。諸外国で禁止されている除草剤が日本でどの程度使用されているか明らかにすべき。	今後、同様の調査を行う場合には、その調査対象について、改めて検討の上実施することいたします。
11	Ⅲ各重点検討項目における取組の進捗状況 重点検討項目④、b)、【化学物質と環境に関する政策対話の開催】	“化学物質に関する人材育成の観点から議論”について、「人材育成」というよりも「リテラシー（理解力）の向上」がよりよい表現ではないでしょうか。 (理由) 人材育成は手段の一つであり、真の目的は化学物質と環境リスクに関する理解力の向上であるため。取りまとめられ公開されている文書にも「教育・人材育成の取組」は手段の一つとして取り上げられているため。	御意見を踏まえまして、当該箇所について、「化学物質に関するリテラシー（理解力）の向上の観点から議論」と修正いたします。
12	Ⅳ総括と今後の課題、＜科学的なリスク評価の推進＞、一つ目の○	生態影響試験の円滑な実施が必要であるため供試生物の供給について供給体制の一層の整備・充実を図る、とされているが、動物愛護の観点から表現を緩和してはいかがでしょうか。 (理由) 日本では一般的に爬虫類以上の類(爬虫類、鳥類、哺乳類)を動物愛護のための動物試験の削減の対象としているが、日本国外では一般的にすべての脊椎動物を対象としているため。	化審法の適切な運用には生態影響試験の円滑な実施が必要であることから、供試生物の供給体制の整備・充実を図ることは必要と考えていますが、供試生物に対する試験数を増やしていくという意図があるわけではないので、御指摘を踏まえて「一層の」を削除いたします。
13	Ⅳ総括と今後の課題、＜科学的なリスク評価の推進＞、二つ目の○	化審法施行後の見直しにおいて“関係省庁が緊密に連携し”と書かれているが、“関係省庁が事業者や学識経験者等とも連携し”がより適切ではないか (理由) 改正化審法が国内外化が評価されている一つに“行政と事業者の協力による既存化学物質の効率よいリスク評価”が挙げられている。既存化学物質のリスク評価をより効率よく進めていくためには曝露情報等を所有する事業者、またリスク評価手法の専門性を有する学識有識者等との連携が必要になると考えられるため、関係省庁の連携以外にも言及することで他国の参考にもなると考えられる。	御指摘の関係省庁以外との連携を否定するものではございませんが、今後必要に応じて行われる化審法の規定の検討にあたって化審法を所管する三省庁が緊密に連携していくことを述べているものであるため、原案どおりとさせていただきます。
14	Ⅳ総括と今後の課題、＜ライフサイクル全体のリスクの削減＞、一つ目の○	“化学物質の製造から廃棄”と書かれているが、“原料調達から廃棄・リサイクル”がより適切であるとえられる。 (理由) 今後の資源枯渇性への対応、海洋ごみ等廃棄物管理の強化等をふまえると、化学物質管理は製造から廃棄だけでは十分とは言えないと考えられるため。	原料調達という観点は重要であり、今後も政策の検討をする際に考えていきたいと思いますが、「ライフサイクル全体」とは、化学物質の製造から廃棄までと第五次環境基本計画においても記載されていることから原案のままいたします。

15	IV総括と今後の課題、＜安全・安心の一層の増進＞、二つ目の○	<p>“～有害性等に関する情報を共有し、適正に管理すること～”と書かれているが、“～有害性と有効性等に関する情報を共有し、信頼を深めあい、情報を共有し、理解を深め、適切に管理すること～”がより適切ではないでしょうか。</p> <p>(理由) 化学物質と環境に関する政策対話において作成された政策提言のひとつとして、リテラシー(理解力)の向上が挙げられている。化学物質の恩恵を受けつつリスクを管理していくためには、情報の発信元が信頼されていることが前提にあり、「信頼できる情報の発信と共有」に加えそれを「理解すること」が必要であると考えられるため。また情報には有害性と有効性(リスクとベネフィット)があるため明記したほうがわかりやすいと考えられるため。</p>	御提案の主旨はよく理解できましたが、同じ表現の重複があることや、現在の文章でも御意見の主旨は述べられていると考えていますので、原案のままいたします。
16	IV総括と今後の課題、＜国際協力・国際協定の推進＞	<p>水銀のことしか書かれていませんが、これまで関係省庁が継続的に行ってきた、「新興国における化学物質管理の強化の推進と協力」にも言及してはいかがでしょうか。</p> <p>(理由) 日本の化学産業のすそ野はASEAN等新興国にも広く展開しており、化学物質を作って提供して終わりではない。化学物質が使われる現場で適切に管理されることは、作る側の責務として重要であるほか、日本の化学産業のグローバル展開に不可欠であると考えられる。また、これから発展しようとしている新興国が日本のような困難な化学物質の歴史(例 化審法の発端となったPCB管理、水銀条約に関連した水俣病)を繰り返さないように努めることが先進国の日本としての使命であると考えられる。</p>	御意見を踏まえ、以下のように追記いたします。 「新興国等における化学物質管理の強化や、国際的な化学物質管理の協調に向けて、我が国の化学物質管理に関する経験等の共有を含めた対応を引き続き推進していく。」